

われらが町内わがグループ

町内を引っばる 老人パワー

～中通り町内～

No.46

釈迦内地区のほぼ中央に位置する中通り町内は戸数41戸、人口およそ170人のむかしながらの住宅地です。

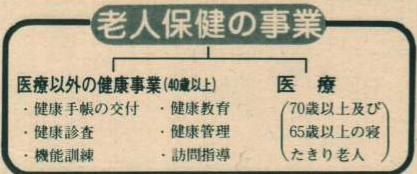
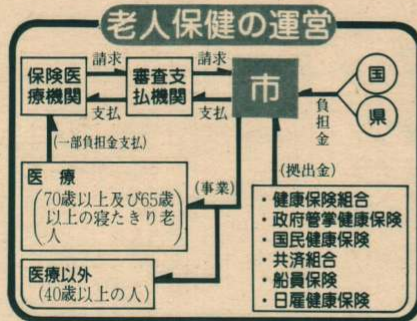
ここでは町内会活動の牽引車になっているのが老人クラブと婦人会です。釈迦内地区のスポーツ熱の高さは定評のあるところですが、特にお年寄りたちのパワーには目を見張るものがあり、全県老人スポーツ大会五年連続優勝や市民運動会準優勝の原動力として活躍したことは広く知られています。良い指導者に恵まれたこともあります。同町内のお年寄りたちはむかしから走ったり跳んだり大好きとのこと。暇があれば体を動かしており、「楽しみと健康増進の一石二鳥です」と話します。また最近ではゲートボールが大流行で、トレパンに着替え終日ボールを追うお年寄りの数が年々増えています。隣りの上通り町内チームとの連合で、市内の大会にはほとんど参加していますが、毎回好成績を残す強豪チームとして有名です。スポーツを通して育まれたお年寄りたちの積極性は、その豊かな知識、経験と併せて町内のいろいろな行事、活動にも役立っています。獅子ヶ森にある薬草園での勤労奉仕や、国道



のクリーンアップ、公民館の高齢者学級、他の老人クラブとの交流と年中行事は盛りだくさん。ほかにおあさんたちは若い人たちと一緒に生花、舞踊、和紙人形づくりや着付けと大奮闘、おかげで「町内の中の若い人たちとのコミュニケーションもとても円滑で、協調の精神ならば町の町内に負けません」と同町の関二郎さんは話します。

こんな中通り町内にも悩みはあります。ひとつは国道7号線と接しているため交通量が多く、騒音と交通安全の問題。もうひとつは、昭和50年代に入り著しくなってきた地盤沈下問題。どちらも一朝一夕には明く活気があふれており、ますます発展させようという意気盛んです。

(町内会長 木村 弘 一さん)



どんな医療保険でも70歳をすぎると老人保健
来月二月一日からは、どのような医療保険(国民健康保険、職場の健康保険、公務員の共済組合、船員保険、日雇健康保険)に加入していても、その加入者が七十歳(寝たきり)の人には六十歳をすぎると、いままでの医療保険からは切り離されて、老人保健でお医者さんにかかることとなります。

- ① 老人保健の窓口は市になります
- ② 一部負担金を支払う
いままでは、老人医療費支給制度により医療費は無料でしたが、来月一月からは医療費の一部を負担していただくこととなります。
- ③ 病(医)院に健康手帳と保険証を提示
いままでは、病(医)院の窓口へ「老人医療費受給者証」と「保険証」を提示しましたが、来月二

58年2月1日から
お年寄りの医療は老人保健で
70歳(寝たきり)の人は65歳以上の人みんな

五十八年二月一日から老人保健法が施行され、七十歳(寝たきり)の人は六十五歳)以上のすべてのお年寄りは新しい制度でお医者さんにかかることとなります。今号ではその概要をお知らせします。

ときの費用以外の給付(葬祭費など)は、いままで納入していた保険から支払われます。

いままでの違いは
七十歳(寝たきり)の人は六十五歳)以上の人が診療を受ける場合、いままでと違うところは次のとおりです。

月からは新しく市で交付する「健康手帳」と「医療保険受給者証」(健康保険証)を提示して診療を受けることとなります。

④ 所得を問いません
いままでの老人医療費支給制度は、お年寄りとその家族の所得が一定額以上あるときは対象となりませんが、これからは所得に関係なくすべてのお年寄りが老人保健で診療を受けることとなります。

健康手帳などは
一月に交付
「健康手帳、医療保険受給者証」といままでの「老人医療費受給者証」との交換は、来月一月中に行います。

フォトニュース

▼ 第3回上川沿地区ふるさと文化祭

先月21日、上川沿公民館で文化祭が行われ、演芸の部には子供たちの創作劇や婦人会の踊りなどが披露され会場は笑い拍手に包まれました。また展示の部には成人向き夕食コンクールや冠婚葬祭合理化コーナーも設けられ、訪れた人たちの高い関心を集めていました。



▲ 親と子の体力づくり教室

幼児と親と一緒に楽しく運動しながら体力づくりに励んでもらおうと、先月16日から24日まで「親と子の体力づくり教室」が市民体育館で開かれました。今年は40組の親子の参加があり、ナワとびやまりつき帽子とりゲームなどで仲良く汗を流しました。

中役所を「案内」します

監査委員事務局

(局長 石井 紀)

監査委員事務局の仕事は、市長から独立した独立執行機関である監査委員の職務を補助し、各執行機関の行った仕事の監査にあたります。

監査委員は市の行政が公正で効率的に行われるよう監査し、その実態を住民の前に明らかにする事と、水道と病院の公営企業が合理的かつ能率的に経営されているかどうかを監査します。

監査の種類は毎月行う「現金出納検査」、各課所毎に年一回行う「定期監査」、年度終了後各会計別に行う「決算審査」など定期的なもの、他、「住民監査請求に基づく監査」など随時的な監査が数種類あります。監査対象は「一般」ですが、事務自体が効率的に行われているかどうかといういわゆる「行政監査」についても特定されています。監査は必要資料の提出と、関係人の出席を求めた上で、監査結果は各監査毎に指図書事項を記載した意見書を作成して、市長、議会議長へ報告し、同時に一般に公表しています。

☎ 49-3111 内線 2558

農業委員会事務局

(局長 伊藤 雄)

中央支庁に入った「階層制の中ほど」に農業委員会があります。農業委員会は選挙による委員二十名と、議会等からの推せん委員五名により運営され、事務局には三係があり主に次のことを扱っています。

庶務係 委員会の会議や農業に関する諮問や建議、委員選挙人名簿の登録審査を担当しています。

農業振興係 農業振興に関する啓蒙宣伝や農地取得資金や自作農維持資金貸付け指導、農業者年金、生前分括贈与の納税猶予、農外職業訓練、農業家族協定、農作業標準資金の策定などを担当しています。

農地調整係 農地の売買や貸借の場合には許可が必要なのでその申請の受付、農用地利用増進事業の貸借、国有農地の譲り受け、農地保有合理化による農地の売買、貸借のあっせん、標準小作料の三年毎の改定などを担当しています。

☎ 49-3111 内線 2851 287

各種相談所をご利用ください

- 国税 12月20日
- 法律 12月20日
- 電話等で申込みしてください。(市民相談室) 12月20日
- 社会保険 12月20日
- 家庭教育 12月6日、13日、20日、27日
- 交通事故 12月14日、21日、27日